

◇ 第四次行政改革推進計画

《 計 画 期 間 》

◇ 自：平成 17 年度

◇ 至：平成 21 年度

根 室 市

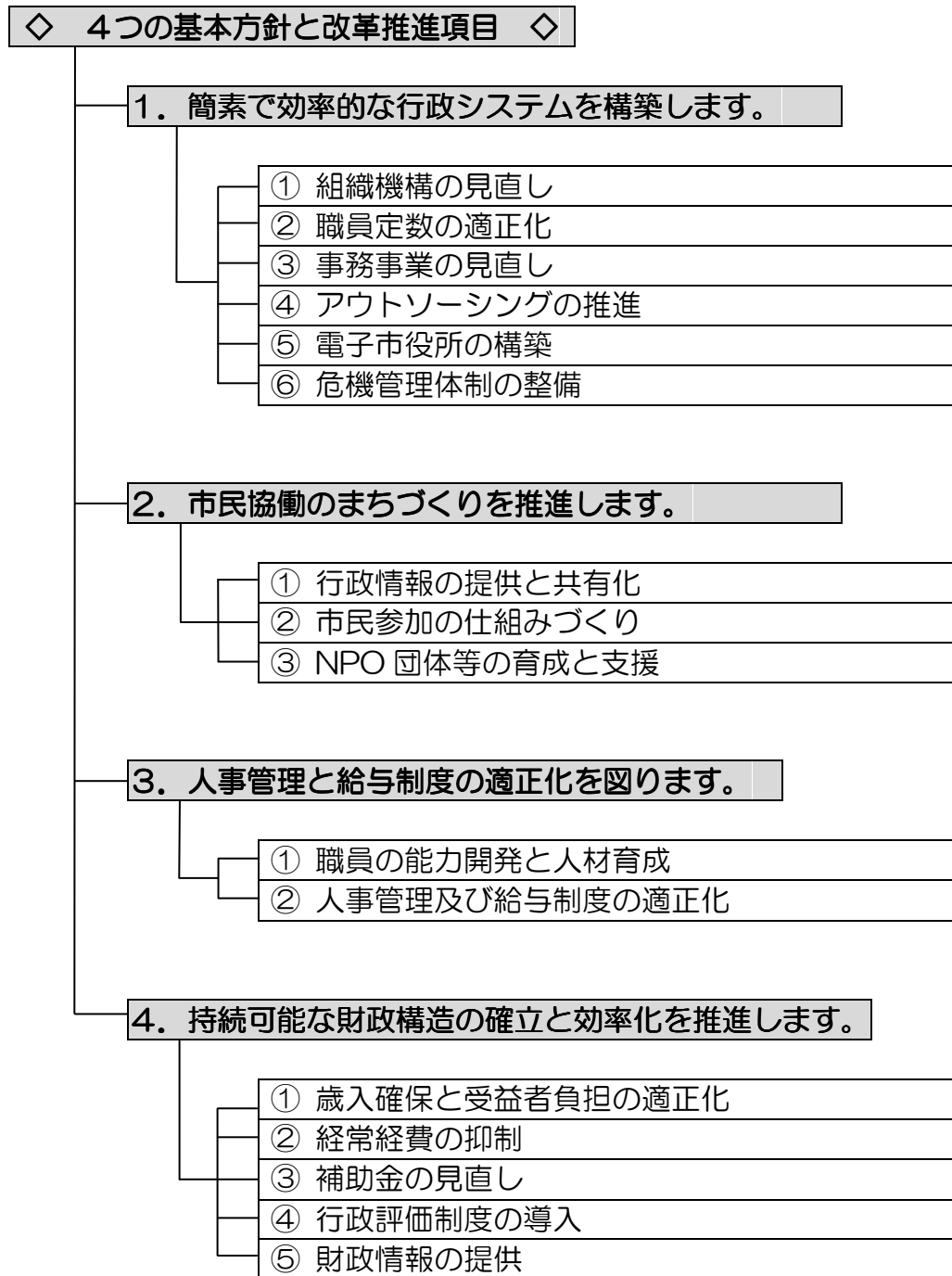
目 次

I. 推進計画の全体像	1 頁
II. 4つの基本方針と改革推進項目	4 頁
1. 簡素で効率的な行政システムの構築	4 頁
①組織機構の見直し	4 頁
②職員定数の適正化	5 頁
③事務事業の見直し	5 頁
④アウトソーシングの推進	6 頁
⑤電子市役所の構築	7 頁
⑥危機管理体制の整備	9 頁
2. 市民協働のまちづくりの推進	11 頁
①行政情報の提供と共有化	11 頁
②市民参加の仕組みづくり	12 頁
③NPO 団対等の育成と支援	13 頁
3. 人事管理と給与制度の適正化	14 頁
①職員の能力開発と人材育成	14 頁
②人事管理及び給与制度の適正化	15 頁
4. 持続可能な財政構造の確立と効率化の推進	17 頁
①歳入確保と受益者負担の適正化	17 頁
②経常経費の抑制	18 頁
③補助金の見直し	18 頁
④行政評価制度の導入	19 頁
⑤財政情報の提供	20 頁
III. 用語説明集	21 頁

I. 推進計画の全体像

本推進計画は、平成 17 年度以降 5 年間の行政改革期間に取り組むべき改革推進項目と主要な項目を掲げたもので、計画の全体像は次のとおりです。

【全体像】



◇ 改革推進項目と主要項目 ◇

	改革推進項目	主要項目
一・簡素で効率的な行政システム構築	①組織機構の見直し	◇ 組織機構の簡素・効率化 ◇ 横断的かつ柔軟な組織機構
	②職員定数の適正化	◇ 職員定数の見直し ◇ 定員管理状況の公表
	③事務事業の見直し	◇ 事務事業の見直し ◇ 公共事業等の重点配分 ◇ 文書管理とペーパーレスの推進
	④アウトソーシングの推進	◇ 外部委託の推進 ◇ 指定管理者制度の導入 ◇ NPO団体等との協働
	⑤電子市役所の構築	◇ 各種システムの構築 ◇ 電子入札及び調達システムの導入 ◇ 根室市地域情報化計画の推進 ◇ 推進体制等の整備
	⑥危機管理体制の整備	◇ 防災体制等の充実・強化 ◇ 地震対策特別措置法に関する推進計画の策定 ◇ 国民保護根室市計画及び住民避難マニュアルの策定 ◇ 防災情報システムの構築
二・市民協働のまちづくりの推進	①行政情報の提供と共有化	◇ 総合的な行政情報の提供・拡大と共有化 ◇ 根室市ホームページの充実 ◇ 会議録検索システム等のインターネット公開
	②市民参加の仕組みづくり	◇ パブリックコメント制度の導入 ◇ ボランティア組織の育成・支援
	③NPO団体等の育成と支援	◇ NPO団体等の育成・支援 ◇ 職員の意識啓発と庁内組織の連携

	改革推進項目	主要項目
三・人事管理 と給与制度の 適正化	①職員の能力開発と人材育成	◇ 人材育成の充実・強化 ◇ 能力開発研修の充実・強化 ◇ 女性職員の登用拡大
	②人事管理及び給与制度の適正化	◇ 人事管理制度の見直し ◇ 給与制度の適正化 ◇ 職員給与の公表
四・持続可能な 財政構造の確立 と効率化の推進	①歳入確保と受益者負担の適正化	◇ 市税収入等の確保 ◇ 受益者負担の適正化 ◇ 公有財産の売却と活用
	②経常経費の抑制	◇ 経常経費の抑制
	③補助金の見直し	◇ 補助金点検と再評価 ◇ 補助基準等の見直し
	④行政評価制度の導入	◇ 行政評価制度の導入
	⑤財政情報の提供	◇ 財政情報の提供

Ⅱ. 4つの基本方針と改革推進項目

1. 簡素で効率的な行政システムを構築します。

地方分権の推進や社会情勢の変化に対応できるスリムな組織機構を目指し、職員定数及び組織機構見直しを着実に推進し、限られた財源の中での各施策の取捨選択等、決定過程の透明性を確保するため、成果重視の新たな「行政評価制度」の構築を図ります。

＜改革推進項目＞

① 組織機構の見直し

簡素で効率的な組織機構を目指して、職員定数の適正化を基本とした職員定数及び組織機構の見直しを推進します。

また、社会情勢の変化に伴う新たな行政課題や市民ニーズに対応するため、スクラップ・アンド・ビルドを原則に、時代に即応した組織機構に見直しを行い、今後とも効率的かつ機動性のあるスリムな組織機構を目指します。

【目 標】

- ・ 組織機構の簡素・効率化を基本に、部・課・係の統廃合や新たな行政課題に対応できる横断的・柔軟な組織機構を目指します。

【主要項目】

◎組織機構の簡素・効率化

職員定数及び組織機構の見直しを基本に、簡素で効率的な組織機構を目指し、各部・課・係の統廃合やスクラップ・アンド・ビルドを原則に、スリムな組織機構の見直しを進めます。

【総務課・関係課】

◎横断的かつ柔軟な組織機構

地方分権の推進など、社会情勢の著しい変化により発生する新たな行政課題に即応するため、横断的かつ柔軟な組織機構を目指し見直しを進めます。

【総務課】

【目標年度】

項 目	H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度
◆組織機構の簡素・効率化					→
◆横断的かつ柔軟な組織機構					→

② 職員定数の適正化

少数精鋭を基本に職員定数の適正化を図り、最少の人員で最大の効果を上げることがを基本とします。

また、今後、ますます多種・多様化する行政需要に対して、弾力的かつ的確な対応が必要であり、徹底した事務事業の見直しやスクラップ・アンド・ビルドを基本に組織機構の簡素効率化、ITの積極的活用と各種システムの構築による事務の簡素化を進め、職員定数（定数外職員を含む）の適正配置に努めます。

【目 標】

- ・ 原則、定年退職者（医療職を除く）の不補充を基本に、組織機構や事務事業の見直しを進め、職員定数の適正化を図ります。

【主要項目】

◎職員定数の見直し

職員定数の適正化に当たっては、組織機構の見直しによる部・課等の統廃合をはじめ、官民の役割分担による外部委託の推進やNPOとの協働、さらには各種の事務事業の見直しにより、医療職を除き、原則、定年退職者の不補充を基本に、職員定数（定数外職員を含む）の適正化を図ります。

【総務課・関係課】

◎定員管理状況の公表

毎年度、職員数の実態等について、市民の理解を得られるよう「定員管理状況」を公表します。

【総務課】

【目標年度】

項 目	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
◆職員定数の見直し				→	
◆定員管理状況の公表					→

③ 事務事業の見直し

簡素で効率的な行政執行の視点から、継続的な事務事業について新たな行政評価システムによる点検・評価による全般的な事務事業の見直しに取り組みます。

また、新規・拡充事業は、スクラップ・アンド・ビルドを徹底し、成果重視による事務事業の見直しと効果的な事業推進のため、公共事業等の重点化を図ります。

【目 標】

- ・ 行政評価制度による事務事業全般の見直しを進めるとともに、公共事業等の重点配分を図ります。

【主要項目】

◎事務事業の見直し

継続的な事務事業について、目標・手段・方法・達成度・コスト分析等の把握とともに、行政評価システムに基づく点検・評価のもとに徹底した事務事業の廃止・縮小や再構築などを見直しを進めます。

【全 庁】

◎公共事業等の重点配分

公共事業については、市単独事業・補助事業を問わず、事業効果を十分に精査した上で実施を判断するとともに、特に整備目標が改革計画期間内のものについては、重点的な配分により整備等を進めます。

【企画政策室・財政課】

◎文書管理とペーパーレスの推進

情報公開の基礎データとなる事務事業の文書管理は、電子決済を主体とした文書管理システムの電算化の検討を進めるとともに、事務改善によるペーパーレスを推進します。

【総務課・全 庁】

【目標年度】

項 目	H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度
◆事務事業の見直し					→
◆公共事業等の重点配分					→
◆文書管理とペーパーレスの推進					→

④ アウトソーシングの推進

限られた財源を有効に活用し、質の高いサービス提供や効率的な行政運営、さらに地域産業や雇用の創出・拡大に向け、行政と民間の役割や責任を明確に「民間に委ねることができるものは民間に委ねる」ことを基本に、NPO団体やPFI手法による民間活力の導入も視野に入れ、外部委託を推進します。

また、地方自治法の改正による公の施設の管理を代行させる「指定管理者制度」の導入に取り組みます。

【目 標】

- ・ 業務全般及び施設管理の見直しを行い、指定管理者制度の導入を含めたアウトソーシングを積極的に推進します。

【主要項目】

◎外部委託の推進

組織のスリム化と効率的な行政運営を基本として、行政責任や市民サービスの確保、委託効果、民間能力の活用等を総合的に検討するとともに、PFI手法の導入も視野に入れて、可能な限り民間に委ねる外部委託を積極的に推進します。

また、外部委託に当たっては、市内での「雇用拡大」の推進に向けた条件整備を進めます。

【関係課】

◎指定管理者制度の導入

住民サービスの向上と行政コストの縮減を目的に、「公の施設」の効果的な施設管理を代行させる「指定管理者制度」を導入します。

【総務課・関係課】

◎NPO団体等との協働

市民との協働の視点から、可能と判断される業務に関しては、自発的な社会貢献活動を行うボランティア団体やNPO団体等との協働を積極的に推進します。

【全 庁】

【目標年度】

項 目	H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度
◆外部委託の推進					→
◆指定管理者制度の導入	→				
◆NPO 団体等との協働					→

⑤ 電子市役所の構築

市民サービスの向上と行政運営の効率化・高度化を図るため、IT（情報通信技術）を積極的に活用し、「根室市地域情報化計画」に基づく電子市役所の構築に取り組みます。

【目 標】

・ 電子市役所の実現に向けた各種システムの構築をはじめ、地域情報化計画を積極的に推進します。

【主要項目】

◎各種システムの構築
 IT（情報通信技術）の積極的な活用による行政運営の効率化・高度化を図ることを基本に、電子申請・申告等の各種システムの構築を進めます。
【情報管理課・関係課】

◎電子入札及び調達システムの導入
 公示・公告・入札・開札・契約・施工管理といった公共工事調達の一連のプロセスを電子化し、インターネットを利用して事業者等の負担軽減を図ることができる電子入札及び調達システムの導入を目指します。
【財政課・情報管理課】

◎根室市地域情報化計画の推進
 職員に対する一人一台パソコンの適性配置や光ファイバー（超高速回線）などの情報通信技術に関する基盤整備を進め、医療・福祉・教育・産業などの様々な分野で各種情報システムの構築による行政サービスの向上を目指し、根室市地域情報化計画の推進を図ります。
【情報管理課・関係課】

◎推進体制等の整備
 電子市役所の構築に当たっては、国・道の情報化施策と連携し、庁内組織の「根室市情報化推進委員会」を中心に推進します。
 さらには情報化の先導役になる職員の意識改革と資質向上を目的とした職員研修等に取り組みます。
 また、安定した運用と自治体業務の簡素化や効率化の観点から、専門的な知識を有する民間事業者へのアウトソーシングを検討します。
【情報管理課】

【目標年度】

項 目	H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度
◆各種システムの構築 ①地方税の電子申告システム ②電子申請・届出システム ③電子投票システム ④ワンストップ及びノンストップサービスシステム					→
◆電子入札及び調達システムの構築					→

項 目	H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度
◆根室市地域情報化計画の推進					→
◆推進体制等の整備 ①庁内体制整備等 ②人事育成・職員研修 ③アウトソーシングの推進					→

⑥ 危機管理体制の整備

災害時の非常配備体制や災害救助物資の備蓄など、防災体制の充実・強化を図るとともに、近い将来、発生が予想される「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の防災対策に関する地震対策特別措置法」による「地震防災対策推進計画」の策定、さらには災害時における情報の一元化を目指す防災情報システムの構築を図ります。

また、有事の際に武力攻撃事態等が生じた場合、国民の生命・身体及び財産を保護する国民保護法に基づき、「根室市計画」及び「住民避難マニュアル」の策定に取り組みます。

【目 標】

- 地震対策特別措置法により、防災体制の充実・強化を図るため、防災対策推進計画を策定するとともに、防災情報システムの構築を図ります。
また、国民保護法による根室市計画及び住民避難マニュアルを策定し、総合的な危機管理体制の整備を図ります。

【主要項目】

◎防災体制等の充実・強化

災害時における非常配備体制の強化をはじめ、災害救助物資の備蓄や防災資機材の配備を推進するとともに、根室市総合防災訓練の拡充など、防災体制等の充実・強化を図ります。

【総務課・全庁】

◎地震対策特別措置法に関する推進計画の策定

近い将来に発生が予想される海溝型地震の防災対策を推進する「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 16 年 7 月 15 日成立）」に基づき、「仮称：根室市地震防災対策推進計画」の策定を進めます。

【総務課・消防本部】

◎国民保護根室市計画及び住民避難マニュアルの策定

有事の際に、国民の生命・身体及び財産の保護を図る「国民保護法（平成 16 年 6 月 14 日成立）」に基づき、「仮称：国民保護根室市計画」の策定を進めます。

また、地域住民の安全性を確保するための「住民避難マニュアル」の策定も併せて行います。

【総務課・消防本部】

◎防災情報システムの構築

災害時の被害情報・避難所情報・救援支援情報等を一元的に把握し、速やかに市民等に情報を提供する防災情報システムの構築を進めます。

【情報管理課・総務課】

【計画年度】

項 目	H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度
◆防災体制等の充実・強化					→
◆地震特措法に関する推進計画の策定	→				
◆国民保護根室市計画及び住民避難マニュアルの策定		→			
◆防災情報システムの構築					→

2. 市民協働のまちづくりを推進します。

「市民主役のまちづくり」は、市政執行の基本姿勢であり、市民と行政がそれぞれの役割を分担しながら、協働（コラボレーション）による市民参加型のまちづくりを進めることが重要です。

このため、市民に対する説明責任を果たし、公正かつ透明な市民に開かれた市政を進めることが必要であり、行政情報の積極的な提供と共有化を図るとともに、市民参加の仕組みづくりや行政運営のパートナーとしてのNPO団体等の育成と支援を促進します。

《改革推進項目》

① 行政情報の提供と共有化

市民との協働を推進するには、市民との情報の共有化が必要であり、行政情報や地域情報などの総合的な情報提供のため、広報ねむろやホームページ等の広報媒体を積極的に活用するとともに、市政モニター制度や市政懇談会等を通じて、総合的で分かりやすい行政情報の提供・拡大を図り、情報の共有化を推進します。

【目 標】

- ・ 総合的でリアルタイムな行政情報の提供・拡大を図るとともに、市民協働の視点に立って情報の共有化を推進します。

【主要項目】

◎総合的な行政情報の提供・拡大と共有化

広報ねむろやホームページ、電子メール等の広報媒体を積極的に活用するとともに、市政モニター制度や市政懇談会、さらには多くのマスコミ等を活用するなど、市民協働の視点から総合的で分かり易い行政情報の提供・拡大を図り、情報の共有化を推進します。

【情報管理課・全庁】

◎根室市ホームページの充実

分かり易く役立つ行政情報の共有化を目指して、情報の即時性を高め、質的・量的な情報提供とともに、1課1ホームページを推進し、根室市ホームページの充実を図ります。

【情報管理課・全庁】

◎会議録検索システム等のインターネット公開

市議会会議録や市の条例・規則等について、根室市ホームページから市民が自由に検索閲覧できるよう、インターネットでの公開を基本としたシステムの構築を図ります。

【情報管理課・関係課】

【目標年度】

項 目	H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度
◆総合的な行政情報の提供					→
◆根室市ホームページの充実		→			
◆会議録検索システム等のインターネット公開					→

② 市民参加の仕組みづくり

市民参加の市政を推進するためには、各種計画等の政策形成過程において、市民の意見を反映させることが必要であり、パブリックコメント制度の導入により、市政への市民参画の仕組みづくりを構築します。

【目 標】

・パブリックコメント制度の導入により、市民の市政参画を促進します。

【主要項目】

◎パブリックコメント制度の導入

市民の市政参画や市の説明責任を履行する観点から、市民生活に直接かつ重要な影響を与える条例や重要な各種計画の策定に関し、市民の意見を反映させる「パブリックコメント制度」の本格的な導入に取り組みます。

【企画政策室・全庁】

◎ボランティア組織の育成・支援

市民が参加する病院づくりのため、病院内における診療申込書の記入説明や代筆、車椅子患者の介護や診療科案内などの外来患者の支援をはじめ、院内散歩や話し相手など、院内患者の支援等を目的とする「病院ボランティア組織」の設立をはじめ、ボランティア組織の育成と支援を図ります。

【病院事務局・全庁】

【目標年度】

項 目	H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度
◆パブリックコメント 制度の導入		→			
◆ボランティア組織の 育成・支援					→

③ NPO団体等の育成と支援

まちづくりに対する市民協働を推進するためには、様々な分野での市民の自主的な活動を促し、市民と行政が共通の問題意識をもって協働することが重要です。

このため、「根室市まちづくり協働プラン」に基づき、市民活動の核となるボランティア団体やNPO 団体等の育成・支援に取り組むとともに、市民との協働事業等に関する連携を図りながら、市民との協働を推進します。

【目 標】

・ 新たな公共サービスの担い手としてのNPO団体等の育成と支援に取り組みます。

【主要項目】

<p>◎NPO 団体等の育成・支援</p> <p>「根室市まちづくり協働プラン」に基づく、市民協働を基本とした新たな公共サービスの担い手となるNPO 団体や法人の育成を目指し、専門相談窓口の周知や各種情報の提供、関連講座の開設など、ボランティア団体やNPO 団体等の育成・支援に取り組み、協働事業の推進を図ります。</p> <p style="text-align: right;">【企画政策室・全庁】</p> <p>◎職員の意識啓発と庁内組織の連携</p> <p>市民活動に対する理解や認識を深める等、職員自ら意識改革を行うとともに、市民との協働に必要な施策立案能力の向上や専門知識の習得など、職員の意識啓発を行います。さらに、各部・課での市民協働に対する相談窓口を設け、横断的連携のもとで、取り組みを進めます。</p> <p style="text-align: right;">【企画政策室・全庁】</p>

【目標年度】

項 目	H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度
◆NPO団体等の育成 ・支援					→
◆職員の意識啓発と庁 内組織の連携					→

3. 人事管理と給与制度の適正化を図ります。

地方分権が進展する中で、行政は自主・自立の運営と特性ある施策の展開が強く求められており、職員研修等を通じて職員の政策立案や課題解決に対する能力開発等、人材育成の取り組みを進めます。

また、新たな行政需要への対応や人事異動に当たっては、適正な職員数を適材適所に配置することを基本とするほか、公務員制度の動向を踏まえながら成果主義や能力主義に基づいた制度の構築と柔軟な運用など、人事管理制度の改革に取り組みます。さらに、公務員制度の改革での新たな給与制度を見極め、地方公務員の給与の根本基準に立って給与制度の適正化に努めます。

《改革推進項目》

① 職員の能力開発と人材育成

市民の負託に応え、その使命を全うするためには、多様な行政需要の変化に柔軟かつ弾力的に対応できる体質の強化をはじめ、行政運営に対する創意工夫や一人ひとりの意識改革、そして能力を最大限に引き出すことが必要です。

このため、長期的かつ総合的な観点に立って職員の意識改革や能力開発、人材育成に努めるとともに、女性職員の登用拡大を図ります。

【目 標】

- ・ 人材育成に関する基本方針の策定をはじめ、実務研修や自己啓発等による職員の能力開発と人材育成を図ります。

【主要項目】

◎人材育成の充実・強化

人材育成に関する基本的な考え方や職員研修の場で重点的に取り組むべき事項について、「根室市人材育成基本方針」に取りまとめ、人材育成を図ります。

【総務課・全庁】

◎能力開発研修の充実・強化

職員が自発的に行う自己啓発を奨励・支援するとともに、職員として職務遂行に必要な実務能力をはじめ、政策形成能力や対人コミュニケーション能力などの開発に向け、職場研修（OJT 研修）や職場外研修（OFF-JT 研修）を通じて効果的な職員研修の充実に努めます。

【総務課・全庁】

◎女性職員の登用拡大

女性職員の政策形成過程への一層の参画促進の観点から、今後とも新たな職域への人員配置や研修等を通じ、管理職への積極的な登用を図ります。

【総務課・全庁】

【目標年度】

項 目	H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度
◆人材育成の充実強化	→				
◆能力向上研修の充実強化					→
◆女性職員の登用拡大					→

② 人事管理及び給与制度の適正化

市役所では、約 3 万 3 千人の市民生活を支えるための多種多様な分野での業務について、様々な職種の約 680 名の職員が業務を遂行しております。

こうした大きな組織を円滑に運営するには、原動力となる職員の意欲と能力が適切に活用されることが必要であり、職員一人ひとりの能力、実績、適性及び適正な評価に基づいた人事管理を推進します。

また、国の公務員制度改革の動向などを踏まえながら、人事管理制度や給与制度の適正化を図ります。

【目 標】

- ・ 公務員制度改革を視野に入れ人事管理制度の見直しを進めるとともに、国家公務員の給与制度に準拠した給与水準の是正など、給与制度の適正化を図ります。

【主要項目】

<p>◎人事管理制度の見直し</p> <p>国は、平成 18 年度から公務員制度改革による新しい人事制度の導入を予定しており、国等の状況も踏まえながら、能力と成果に基づいた人事管理システムの構築など、人事管理制度の見直しを図ります。</p> <p style="text-align: right;">【総務課】</p> <p>◎給与制度の適正化</p> <p>給与水準の適正化を図るとともに、不適切な給与制度や運用については、早急な是正に取り組みます。</p> <p>また、公務員制度改革において、能力や実績を的確に反映した給与決定システムの構築が提起されている状況から、国家公務員の動向に留意しながら給与制度の適正化を図ります。</p> <p style="text-align: right;">【総務課】</p>
--

◎職員給与の公表

職員給与制度の実態について、市民が理解しやすい方法で創意工夫しながら、給料及び手当の実態を広く公表します。

【総務課】

【目標年度】

項 目	H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度
◆人事管理制度の見直し		→			
◆給与制度の適正化					→
◆職員給与の公表					→

4. 持続可能な財政構造の確立と効率化を推進します。

市財政は、景気の低迷に加えて国の「三位一体の改革」の影響など、今後に多額な財源不足が見込まれる状況にあり、財政の緊急事態からの脱却と持続可能な財政構造の確立を基本とした財政運営が喫緊の課題であります。

このため、第四次根室市行政改革の理念や視点を十分に踏まえながら、経常経費の抑制をはじめ、事務事業の抜本的な見直し、歳入確保と受益者負担の適正化など、具体的には「根室市財政再建計画（5カ年計画）」に基づき、財政の健全化と効率化を最優先に取り組みます。

＜改革推進項目＞

① 歳入確保と受益者負担の適正化

市税をはじめとする諸収入の確保は、市の財政運営に極めて重要な自主財源であり、適正で公平な課税等により、歳入の確保を図るとともに、使用料や手数料の受益者負担については、負担公平の原則のもとに必要な改正を行います。

また、公有財産貸付地の売却を促進するとともに、遊休地の有効活用等について検討を進めます。

【目 標】

- ・ 市税収入等の歳入確保を図るとともに、受益者負担の適正化や公有財産の売却と活用を進めます。

【主要項目】

◎市税収入等の確保

市税をはじめとする諸収入金について、十分な実態調査を行い、適正かつ公平な課税等により調定の増大に努めるなど、引き続き歳入確保を図ります。

また、自主納税意識の向上と口座振替制度の普及を図るとともに、市税収納事務運営方針に基づき、現年度課税の早期納入と滞納繰越の圧縮に取り組みます。

【税務課・関係課】

◎受益者負担の適正化

使用料・手数料等の受益者負担は、負担公平の原則から単価設定等の妥当性について精査を行い、必要な改正を適切な時期に行います。

また、長期間未改定のものや一定期間のサイクルで改定を行っているものについても、国等の基準とのバランスを考慮し、大幅な改定率が見込まれる場合には、市民生活への影響等を十分に考慮しながら、必要な改定を行います。

【財政課・関係課】

◎公有財産の売却と活用

既存貸付地の積極的な売却を進めるとともに、遊休状態にある公有地について、暫定的に有効な活用方法を検討します。

【財政課】

【目標年度】

項 目	H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度
◆市税収納等の確保					→
◆受益者負担の適正化					→
◆公有財産の売却と活用					→

② 経常経費の抑制

人件費・扶助費・公債費の義務的経費をはじめとする各種の経常経費について、削減や抑制を前提とした見直しを進めるなど、経常経費の抑制を図ります。

【目 標】

- ・ 義務的経費をはじめ経常経費の見直しを進め、より一層の経常経費の抑制を図ります。

【主要項目】

◎経常経費の抑制

経常経費の全般について、徹底的な見直しと節減・合理化を行い、予算執行での発想の転換や創意工夫など、コスト意識のもとに経費の抑制を図り、予算編成における「完全割当方式」の継続と併せ、経常経費の抑制を図ります。

【全庁】

【目標年度】

項 目	H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度
◆経常経費の抑制					→

③ 補助金の見直し

各種補助金については、行政の責任分野、補助金が果たす役割や効果等について、点検と再評価を徹底的に行い、廃止・統合などの整理合理化を進めるとともに、補助目的や補助基準等の見直しに取り組みます。

【目 標】

- ・ 各種補助金の役割や効果等についての点検と再評価による整理合理化を進めるとともに、補助基準等の見直しを図ります。

【主要項目】

◎補助金の点検と再評価

行政と民間等との役割分担や行政の責任分野などを十分に考慮し、補助金の果たす役割・効果等について、点検と再評価を徹底的に行い、特に補助効果が乏しいものや不確定なものを廃止するほか、補助金統合も併せて見直します。

【財政課・関係課】

◎補助基準等の見直し

補助金の決定にあたっては、補助目的や補助単価・補助率など、補助基準の明確化を図るための見直しを進めます。

【財政課・関係課】

【目標年度】

項 目	H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度
◆補助金点検と再評価		→			
◆補助基準等の見直し	→				

④ 行政評価制度の導入

限られた予算の中で、新たな行政課題や社会情勢の変化に対応し、市民の視点に立った行政サービスを提供するため、成果重視の視点に立って簡素でより効率的・効果的な行財政システムを構築するため、新たな「行政評価制度」の導入に取り組みます。

【目 標】

- ・ 効率的かつ効果的な行財政システムとして、総合的な行政評価制度の導入を図ります。

【主要項目】**◎行政評価制度の導入**

政策の決定から予算編成に至る段階で、あらゆる事務事業の必要性や緊急度、費用対効果等を見極める適正な点検と評価が重要であり、市民への説明責任を果たすとともに、より効果的な行政運営に向けた新たな行政評価制度を導入します。

【企画政策室・財政課・総務課】

【目標年度】

項 目	H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度
◆行政評価制度の導入	→				

⑤ 財政情報の提供

市財政の現状と持続可能な財政構造の確立や財政健全化等に関する財政情報について、市民に対する説明責任を果たすとともに情報の共有化を図る観点から、市民に分かりやすい情報の提供を行います。

【目 標】

- ・ 市財政の現状や健全化等に関する財政情報について、説明責任や情報の共有化の観点から、市民に分かりやすい情報の提供を行います。

【主要項目】**◎財政情報の提供**

財政の実態や財政収支見通しなどの財政情報について、広報ねむろやホームページ等を通じて広く情報提供するとともに、財政健全化に向けた各種取り組みについても、市民に分りやすい情報の提供を行います。

【財政課】

【目標年度】

項 目	H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度
・ 財政情報の提供					→

Ⅲ. 用語説明集

用 語	説 明
アウトソーシング	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務を外部に委託すること。広い意味では民間事業者等の外部の機能や資源等を活用することをいう。
NPO団体 (特定非営利団体)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 非営利組織といわれ、政府や企業とは独立した存在として、市民や民間の支援のもとで、社会的な公益活動を行う組織・団体をいう。
行政評価制度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行政活動を成果重視の視点から事後的に一定の尺度で実績を測定・分析し、組織・政策・施策・事務事業の効果等を分析する包括的な評価制度。
電子市役所の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行政サービスの向上や行政の効率化・高度化を図るため、行政内部事務の電子化や各種情報化システムの整備などを推進すること。
根室市財政再建計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 持続可能な財政構造の確立のもとに、平成 17 年度から向こう 5 年間の改善項目等を計画に盛り込み、財政の健全化を推進する計画。
ノンストップサービス	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行政情報の提供により、インターネットなどを通じて、市民が 24 時間いつでも申請や届出ができる仕組みの行政サービスをいう。
パブリックコメント 制度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民生活に広く影響を及ぼす市政の基本的な計画の策定や条例等の制定・改廃などを行う場合に、あらかじめ原案を公表し、寄せられた意見等を考慮して最終決定する一連の手続き。
PFI手法 (民間資金導入)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会資本整備を民間主導で行う仕組みで、平成 12 年 9 月から「PFI推進法」が施行されており、市の公共事業などに関して民間資金を活用して行う手法。
ワンストップサービス	<ul style="list-style-type: none"> ・ ネットワーク技術を活用し、ひとつの窓口で複数の関連する申請や届出等について、一度で手続きを可能とする行政サービスをいう。